


所管部課	都市建設部 区画整理課	部長	直井 亨			
件名	立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める 条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	土地区画整理法第110条第2項 土地区画整理法施行令第61条				
	部課機関	都市建設部 区画整理課				
<p>1. 要旨</p> <p>立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の換地処分に伴い発生する清算金の徴収・交付について、分割徴収又は分割交付する場合の利子の利率を定めるため、条例を改正するものである。</p> <p>(1) 改正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 区画整理事業においては、換地処分の公告後、換地相互間の不均衡を清算金の徴収又は交付をもって是正する必要がある。 法施行令の改正により、分割交付の利子の利率は年6%と定められているが、分割徴収する場合の利率は、年6%以内で施行者の裁量により定めることが可能である。 清算金は、公共事業によって本人の意思に関わらず発生する負担であり、分割徴収する場合は一般の金利よりも低金利とする必要がある。 <p>(2) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 分割徴収する場合の利子の利率は、財政融資資金の貸付利率のうち次に掲げる条件による貸付金に適用する利率とする。(平成31年1月17日現在の利率は、0.01%) ①償還期間 5年以内 ②据置期間 無 ③償還方法 元金均等半年賦償還 <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 権利者の負担軽減が図られ、円滑な徴収を行うことが可能となり、立野一丁目土地区画整理事業の早期事業完成が期待できる。 						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過) 文書課審査済						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 平成31年第1回市議会定例会に議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。